

巻頭言
論 説

二〇二四年のアジア史・東洋史学コース
『史記』と出土文献における秦の二世皇帝
周王朝の「文王」の「文」と、「経緯天地日文」の源流について

陳侃理 (柿沼陽平訳)
植田喜兵成智
豊田 久
李 成 市

2 1

翻訳論説

古代中華帝国形成期における財政の変容
——前四世紀後半から前一世紀を中心に—— (中) (柿沼陽平監訳・日坂優太訳)
「民族」の建設は容易だが、「市民」の創造は困難である
——辺境をどのように見て、いかに理解するか
農村変遷の堅韌女性 蕭美季女士訪問記録

マキシム・コロコフ
王 明珂
潘美慈・曾獻緯
(弁納 才一訳)

87 86

訳 注

『後漢書』西羌伝訳注 (六)
『慈溪黄氏日抄分類』申明訳注 その四
卷七一 申明二 初任諸司差委事 (続)
第二任浙西提學司帳管

宋代史ゼミナール
長江流域文化研究所編

184 157 156 104

資料紹介
紀行文

黄興は早稲田の学生だった?.. 僅かなかけらが示すもの
二〇二四年雲南省諸葛南征関連遺跡踏査記
陝西省西安市・青海省内史跡等踏査記

小二田 章
柿沼陽平・王博
鮫島玄樹・森田大智
斎藤賢・田熊敬之
新津健一郎・峰雪幸人

242 235

追悼文
彙 報

游彪君を悼む

近藤 一成

332 329



『史記』と出土文献における秦の二世皇帝

陳 侃 理（柿沼陽平訳）

はじめに

秦の始皇帝の子である胡亥は中国史上二番目の皇帝で、後世には「秦二世」「以下、二世皇帝」と呼び習わされている。二〇世紀半ば以前、人びとのもつ二世皇帝のイメージは完全に『史記』に依拠していた。『史記』によれば、始皇帝は最後の巡幸中に突如亡くなり、趙高は機に乗じて李斯と密謀し、詔を偽って胡亥を二世皇帝として擁立した〔以下、胡亥詐立説〕。二世皇帝は残虐で愚かであり、趙高を重用し、法律と刑罰をさらに苛烈にし、諸々の公子と将相・名臣（たとえば蒙恬兄弟・李斯・馮去疾等）を誅殺した。かれは秦の政治を極限まで苛烈なものにし、それが秦の滅亡を招いたとされる。しかし、『史記』が編纂されたのは、秦滅亡後一〇〇年以

上が経過したあとのことである。『史記』の撰者が、秦史を記述するさいに参照できた秦の編年史『秦紀』はたいへん簡略だったため、かれは私的な著述や口頭伝承を広く採用せざるをえず、異説のなかから取舍選択し、つぎはぎして統合し、「一家之言」としてまとめた。そのなかの宮廷内の陰謀や君臣の密談は、もとより現場の記録であるはずもなく、疑念を抱かせるものである。これについて呂思勉は、『秦漢史』（一九四七年初版）で、政治の情理や古書の体裁にもとづいて、「史書の伝える李斯と趙高による廃立の事は、必ずしも事実ではない」と断言し、「李斯列伝に記された趙高の陰謀や二世皇帝の詔、李斯の書簡は、みな当時の実録ではない」とした。宮崎市定も一九七七年に発表した論文で、李斯列伝における沙丘の陰謀や、李斯の獄中からの上書などはみな架空の創作だとした。だが、当時は『史記』の記述を検証しうる同

時代史料は何もなかった。そのため、呂思勉や宮崎市定は中日両国が認める歴史学の大家であったにもかかわらず、かれらの見解は大きな影響を与えなかった。

だがここ数十年、出土した簡牘や帛書に秦の二世皇帝にかかる資料が散見し、『史記』の記述と一致または類似しているものもあれば、大きく異なるものもある。なかでも後者の例として最も注目されるのは、北京大学蔵前漢竹書「趙正書」に始皇帝が臨終前に胡亥を後継者として立てたとの記載があり、それは『史記』が偽詔にもとづいて胡亥が擁立されたとするのとまったく異なり、学界に大きな議論を引き起こしていることである。筆者は「趙正書」に触発され、とくに『史記』がどのように二世皇帝や秦の滅亡を記述しているのかに注目し、いくつかの論文を発表してきた。これらの論文では、二世皇帝のイメージが『史記』と出土文献でどう異なるかに言及したが、それぞれに別の主題があったため、この問題を体系的に探ることはまだしていなかった。本稿ではこの点を補完すべく、胡亥が生前に後継者に指名されたかどうかと、二世皇帝が即位後に行った施策、そしてかれの漢代における歴史的位置づけの三点について、『史記』と出土文献の記述を比較したい。出土文献と『史記』の時代的前後関係や内容の違いは、『史記』の編纂方法や思想的傾向を探る新たな手がかりを提供するものである。またそれは、漢代の人びとが秦史をいかに認識し、その認識がどう変化していった

のかをより深く理解する助けになるろう。

第一節 胡亥は始皇帝の生前から

後継者指名されていたか

『史記』秦始皇本紀には、始皇帝死後に趙高・胡亥・李斯の三人が沙丘で密謀し、偽詔を発して長子扶蘇に自害を命じ、胡亥を擁立した事件の概要が記されている。李斯列伝は、趙高がいかに胡亥と李斯を順番に説得して計略に従わせたかを千数百字にわたって細かく記述している。これによれば、胡亥と李斯はどちらもともと偽詔に強く反対していたが、趙高は扶蘇が即位し、蒙恬が権力を握ることが胡亥と李斯の脅威になると強調し、かれらをそれぞれ説得したという。容易に想像しうるように、かかる密謀に他人が立ち会うことなく、当事者も口外することはなかったであろう。よって具体的な言辞は明らかに、後世の人びとが憶測にもとづいて作り上げたものである。⁷

注目すべきは、秦始皇本紀の当該事件に関連する記載が、李斯列伝の対話前後の事件背景の説明と文言を少なからず共有している点である。以下の表では、それを灰色マーカーで示す。

このような秦始皇本紀と李斯列伝の類似性から推せば、両者の文章は同一史料を別々に書き改めたものと考えられる。

番号	秦始皇本紀	李斯列伝
①	<p>上病益甚、乃爲璽書賜公子扶蘇曰「與喪會咸陽而葬」。書已封、在中車府令趙高符璽事所、未授使者。七月丙寅、始皇崩于沙丘平台。</p>	<p>其年七月、始皇帝至沙丘、病甚、令趙高爲書賜公子扶蘇曰「以兵屬蒙恬、與喪會咸陽而葬」。書已封、未授使者、始皇崩。</p>
②	<p>丞相斯爲上崩在外、恐諸公子及天下有變、乃祕之、不發喪。棺載輜涼車中、故幸宦者參乘、所至上食・百官奏事如故、宦者輒從輜涼車中可其奏事。</p>	<p>④参照。</p>
③	<p>獨子胡亥・趙高及所幸宦者五六人知上死。</p>	<p>書及璽皆在趙高所、獨子胡亥・丞相李斯・趙高及幸宦者五六人知始皇崩、餘羣臣皆莫知也。</p>
④	<p>②参照。</p>	<p>李斯以爲上在外崩、無真太子、故祕之。置始皇居輜涼車中、百官奏事・上食如故、宦者輒從輜涼車中可諸奏事。</p>
⑤	<p>趙高故嘗教胡亥書及獄律令法事、胡亥私幸之。高乃与公子胡亥・丞相斯陰謀、破去始皇所封書賜公子扶蘇者、而更詐爲丞相斯受始皇遺詔沙丘、立子胡亥爲太子。更爲書賜公子扶蘇・蒙恬、數以罪、賜死。語具在李斯伝中。</p>	<p>于是乃相與謀、詐爲受始皇詔丞相、立子胡亥爲太子。更爲書賜長子扶蘇曰「……扶蘇爲人子不孝、其賜劍以自殺。將軍恬與扶蘇居外、不匡正、宜知其謀。爲人臣不忠、其賜死。……」。封其書以皇帝璽、遣胡亥客奉書賜扶蘇于上郡。……使者還報、胡亥・斯、高大喜。</p>
⑥	<p>……行從直道至咸陽、發喪。太子胡亥襲位、爲二世皇帝。</p>	<p>至咸陽、發喪、太子立爲二世皇帝。</p>

重複を避けるため、秦始皇本紀では、三人の対話や、扶蘇が受け取った詔書の内容が省略されている。一方、李斯列伝では、背景説明が短くされており、「李斯以爲上在外崩」の一段が後方に移されている。かりに背景説明部分と後世につくられた三人の対話が同じ原資料に基づくなら、それが信頼できる記録に基づく可能性も比較的低くなるであろう。

『史記』にはさらに「胡亥詐立説」に不利な記述も残されている。秦始皇本紀には、秦始皇三十七年の最後の巡行時に、

少子胡亥愛慕請從、上許之（子の胡亥がぜひ従いたいと懇願し、皇帝がこれを許可した）。

とある「引用史料の日本語訳は以下、訳者が参考までに付したものである」。始皇帝の子で巡行に同行した例はほかにみえず、胡亥の願いが許可されたことは、かれが始皇帝ととくに親しい関係にあったことをしめす。雷依群は、始皇帝がつとに胡亥を目にかけ、その能力を育てるために意図的に側に置いていたとさえ考えている。雷依群はさらに以下のような

『史記』蒙恬列伝所載の蒙毅の言を挙げる。

……太子獨從周旋天下、去諸公子絶遠、臣無所疑矣。夫先王之舉用太子、數年之積也（太子胡亥のみ天下を巡り、ほかの公子を遠く隔てておられ、臣（蒙毅）は当然と考えます。先帝が太子を重用したのは、數年にわたるものでした）。

これより雷依群は、当時の大臣がすでに胡亥を後継者に立てんとする始皇帝の意図を見抜いていたとわかるとする⁸。

もちろん蒙毅の言も創作かもしれないが、胡亥が巡行に随行したことは事実で、しかも私見では、それは一度だけではなかった可能性が高い。秦始皇本紀は秦始皇二八年の琅琊台刻石に記された随行者名を以下のとおり記録している。

列侯武城侯王離・列侯通武侯王賁・倫侯建成侯趙亥・倫侯昌武侯成・倫侯武信侯馮母擇・丞相隗狀・丞相王綰・卿李斯・卿王戊・五大夫趙嬰・五大夫楊樛從、與議于海上（列侯武城侯の王離・列侯通武侯の王賁・倫侯建成侯の趙亥・倫侯昌武侯の成・倫侯武信侯の馮母擇・丞相の隗狀・丞相の王綰・卿の李斯・卿の王戊・五大夫の趙嬰・五大夫の楊樛が随行し、いっしょに海上で議論した）⁹。

ここで、建成侯趙亥の名が倫侯の筆頭に挙げられ、当時の丞相・諸卿より上位である点に注目される。彼が始皇帝趙正と同じく「趙氏」を名乗っている点からみると、かれは明らかに帝室の近親者であり、その最有力候補は胡亥である。もし

そうであるならば、胡亥はわずか一二歳で早くも東方巡行に随行したことになる。すると、秦始皇三七年の最後の巡行にかれが同行したのも偶然ではなく、先例に従ったものであろう。上記随行者名のなかには、さらに二人の趙姓の宗族がいる。ひとり昌武侯成で、彼も趙姓のはずであり、直前に「趙亥」とあるため「趙」の字が省略されている¹⁰。もうひとり昌武侯成で、爵位が五大夫であってまだ卿になっていないため、始皇帝の直系親族でなく、のちの秦王子嬰の可能性がある。胡亥が随行者や宗族のなかできわ立った地位を占めていた点も、かれが始皇帝期に特別な地位を占め、つとに後継者として意識されていた可能性をしめす。

さらに北大漢簡「趙正書」の出現により、『史記』とはまったく異なるもう一つの物語がとうとう提供されることになった。「趙正書」によると、始皇帝は巡行中に柏人で病に倒れ、関中へ急ぎ戻ろうとしたが、途中でもたないと自覚し、随行中の丞相李斯らに後継者選びについて協議させた。一通りの辞退と弁明をへて、李斯と御史大夫馮去疾らは最終的に「請立子胡亥爲代後（子胡亥を後継者として立てるように）」と上奏し、始皇帝は同意して「可」と言い、間もなく亡くなった。これによれば、胡亥は始皇帝の生前に指名された正統な後継者だったことになる。

だが「趙正書」には、二世皇帝即位の過程を理解する史料として、明らかな欠陥もある。筆者は論文で、「趙正書」の

性質を「小説家」の言説と位置づけ、当時流行していた「事語」体裁を借用し、多くの物語の断片を切り取り、寄せ集めてきたものであり、君主に諫言を聞きいれるよう戒めるためのものだと論じたことがある。その趣旨は、最後の「胡亥所謂不聽聞（諫）者、立三年而身死國亡（胡亥はいわゆる諫言を聞かなかった者であり、そのため即位三年で自らは命を失い国も滅びた）」との一節にあらわれている。「趙正書」は説明のために物語を編纂したものであり、事実そのものの真偽についてはあまりこだわっていない。また文中には、重複や矛盾もみられる¹²⁾。

ゆえに先学の多くは「趙正書」の性質を『史記』と対立させ、『史記』は「職業史官」の手になる「信史」であり、その史料の価値は「趙正書」のごとき虚構的な「小説家」の言を大きく越えるものだとする¹³⁾。だが、筆者はこれについても検討したことがある。「趙正書」と『史記』のあいだには明らかな違いがあるだけでなく、両者はまた多くの出所が同じテキストを共有していた。すなわち「『史記』の編纂過程を遡ると、『史記』が依拠ないし抄録した大量の原資料がもとより「趙正書」と性質的に似ており、あるいは内容がほぼ同じであったと容易に考えられる¹⁴⁾」。よって『史記』の記述については、原資料に遡って分析してその価値を評価する必要があり、後世において『史記』が「正史」と位置づけられたからといって、それだけで『史記』を「信史」だとみなすこ

とはできない。その一方で、「小説家」の言とされる「趙正書」も、じつは『史記』と多くのテキストを共有しており、すべてが史実を歪曲したものであるとすることはできず、またそうする必要もない。「趙正書」は冒頭で始皇帝を「秦王趙正」とよんで帝位を認めず、秦朝を擁護する意図は明らかでない。胡亥が始皇帝の生前に後継者に指名されたという記載は、物語の主旨にとって何ら特別な意味をもつておらず、作者が意図的に胡亥詐立説と異なる新しい故事を作り出そうとしたとは考えにくく、むしろ当時流行していた異説、つまり別の歴史的記憶を採用したのかもしれない。いまやどちらが妥当かを検証することはできないが、少なくとも「趙正書」が史実を反映している程度は、胡亥詐立説に劣らないとはいえよう。

胡亥詐立説はおそらく史実ではないが、この説が広まったことは、二世皇帝の継承に関する正統性が危機に直面していたことを反映する。『史記』陳涉世家には、陳勝が挙兵時に呉広とこう相談したとある。

吾聞二世少子也、不當立、當立者乃公子扶蘇。……今誠以吾衆詐自稱公子扶蘇・項燕、爲天下唱、宜多應者（聞いたところ、二世は「少子」であり、即位するべきではなく、ほんらい即位すべきは公子扶蘇です。……いま私たちが扶蘇公子や項燕を詐称し、天下に呼びかければ、多くの者が呼応するでしょう¹⁵⁾）。

これは後世の記録によるものであり、虚構の可能性もあるが、そこには部分的な事実が含まれている。すなわち、陳勝・呉広の拳兵は当時広く知られた大事件だった。拳兵当初、かれらが二世皇帝即位の正統性を疑問視したかどうかはともかく、扶蘇や項燕の名を詐称して天下に呼びかけたことは当然広く知られたはずで、完全なる虚構によるとは考えにくい。筆者はかつて『史記』に見える「沙丘密謀」物語は、反秦勢力が扇動に利用した胡亥詐立の噂をもとに経緯や筋を加えて次第に発展してできあがったものだと推測したことがある¹⁶。ここでさらに指摘すべきは、陳勝・呉広らの人々が拳兵前から、胡亥が不当に即位したと噂に聞いていたことは、この話がすでに民間に広く流布しており、民衆の認識に影響を与えたことを示している。その情報源をたどると、もつとも可能性が高いのは咸陽の宮廷である。秦の朝臣や貴族の一部は、始皇帝が咸陽で正式な儀式を行い、後継者を公に指名するまえに崩御したため、胡亥即位に疑念・不満を抱いた。かかる疑念が東方の「新地」に伝わり、六国の人びとは文化的・心理的に嫡長子制に慣れていたのでその疑念がさらに拡大し、流言となつて広く流布した。このような流言が二世皇帝の地位継承を脅かしたのであり、二世皇帝が即位後にみせた異常行動の数々も、かれが直面していた正統性の危機をしめすものと解釈できる。

第二節 秦の二世が即位後に取つた施策

周知のとおり、二世皇帝は即位後、一連の異常で残酷な施策を実行した。『史記』と「趙正書」は胡亥の帝位継承過程についてまったく異なる記述をしているが、かれの施策に関する記述は相当類似している。『史記』秦始皇本紀にはこうある。

更爲書賜公子扶蘇・蒙恬、數以罪、其賜死。……乃行誅大臣及諸公子、以罪過連逮少近官。三郎無得立者、而六公子戮死於杜。……宗室振恐（胡亥は公子扶蘇と蒙恬に書状を送り、その罪を責め、彼らに死を賜った。……さらに大臣や公子たちを処刑し、小官や近侍の官を連座させた。三郎官は罪から逃れることができず、六人の公子は杜で殺された。……宗族は恐怖に震えた¹⁷）。

「趙正書」にはこうある。

王死而胡亥立、即殺其兄夫（扶）胥（蘇）・中尉恬。……因夷其宗族、壞其社稷、燔其律令及古（故）世之藏（秦王（始皇帝）が死に、胡亥が即位すると、兄の扶蘇と中尉蒙恬を殺した。……そこで宗族を皆殺しにし、社稷を破壊し、その律令や古記録を焼き尽くした）。

両史料とも、二世皇帝が即位後、長兄扶蘇と公子らを殺し、扶蘇が信頼していた地位の高い名將の蒙恬・蒙毅兄弟を処刑

したとす¹⁸。もしこれらを史実とすると、このような親族・重臣の殺戮は史上稀なことであり、ふつうは最高権力をめぐる争いのなかでのみみられることであるのを認めざるを得ない。これより胡亥の目的は、潜在的な競争相手とその派閥を排除し、正統性に疑義を呈されている自らの帝位を固めることにあったと推測できる。始皇本紀では、胡亥は即位後に、
陰興趙高謀曰「大臣不服、官吏尚彊、及諸公子必與我争、爲之奈何」(密かに趙高と謀り、「大臣は従わず、官吏はまだ強く、公子たちは必ず私と争うであろうが、一体どうすればよいであろうか」といった)。

とのべた。これに対して趙高は、
除去上生平所不可者(先帝が生前に不可とした者を排除なさいませ)。

賤者貴之、貧者富之、遠者近之(身分の低い者を高位に、貧しい者を富まし、遠くにいる者をお側に置かれませ)。と勧めた。胡亥は「善」といい、「行誅大臣及諸公子(大臣や公子らを処刑)」した。この対話もおそらく作り話だが、胡亥の意図にはおおむね合致しているであろう。大量の殺戮は、正統性の危機に瀕した胡亥の対応策のひとつだったのである。

二世皇帝が即位後にとった他の施策については、『史記』と出土簡帛からも相互検証しうる。

第一に、二世皇帝はその正統性の源たる始皇帝をきわめて

尊崇していた。『史記』秦始皇本紀によると、胡亥は即位直後に、

令羣臣議尊始皇廟(群臣に命じて始皇帝の廟を尊ぶよう議論させた)。

とあり、最終的には始皇帝廟を「帝者祖廟」として格上げし、秦の歴代先王を超え、唯一皇帝自身が祭祀を行う特別な廟として恒久的に保存することを決定した¹⁹。またかれは、秦始皇が建立した刻石や度量衡の標準器の銘文に増刻するよう命じ、後世の皇帝の行いと誤解されないようにし、始皇帝の「成功盛徳」を強調した。『史記』には詔書全文が記録されている。

皇帝曰「金石刻尺始皇帝所爲也。今襲号而金石刻辞不称始皇帝、其于久遠也、如後嗣爲之者、不稱成功盛徳」。

丞相臣斯・臣去疾・御史大夫臣德昧死言「臣請具刻詔書刻石、因明白矣。臣昧死請」。制曰「可」(皇帝は「金石に刻まれたものは全て始皇帝によるものである。いま帝号を継承しても、金石に刻まれた辞が始皇帝を称えるものでなければ、後世にはこれが誰によるものか不明となり、成功と盛徳を称えることができなくなる」といった。丞相李斯・馮去疾・御史大夫徳は「詔書を刻石に刻み、これを明示します。恐れながら申し上げます」と言上した。皇帝は「可」とした²⁰)。

ここから、始皇帝の功績顕揚が胡亥自身の求めることで、大臣たちは具体的方案を補ったただけだとわかる。この詔書は、

東部沿岸地域各地に分布する秦始皇刻石に追加的に刻まれただけでなく、当時用いられた度量衡の標準器にも刻まれ、広く流布した²¹⁾。この点は、二〇一三年に湖南省益陽鬼子山遺跡九号井から出土した秦二世元年詔書木牘より裏付けられる。

天下失始皇帝、皆惶恐悲哀甚。朕奉遺詔、今宗廟吏及著以明至治大功徳者具矣。律令當除定者卒矣。以元年、與黔首更始、盡爲解除故罪、令皆已下矣。朕將自擾天下吏・黔首。其具行事、毋以徭賦擾黔首、毋以細物苛劾縣吏。

亟布（天下は始皇帝を失い、みな非常に恐れ悲しんでいる。朕は遺詔を受け、いま宗廟の吏と始皇帝の大功徳を明示するものを具えた。律令の改訂は完了した。元年をもって、人民と新たな始まりを迎え、過去の罪をすべて赦免し、それらの令はみなすでに交付された。朕は自ら天下の吏や人民を撫するであろう。しっかりととりはからい、徭賦によって人民を乱すことなく、些細なことでも官吏を苛責してはならない。速やかに施行せよ²²⁾）。

ここでの「今宗廟吏及著以明至治大功徳者具矣」とは、始皇帝廟建設と金石刻をさすのであろう。詔書の發布が元年歳首一〇月であることは、当該事業が改元前（つまり胡亥即位後二〜三ヶ月のうち）に実行されたことをしめし、これが胡亥にとって最重要課題だったことがわかる。

第二に、二世皇帝は始皇帝の行動・政策を模倣・継続した。かれは始皇帝の巡行路をなぞって天下を巡り、父の建立した

刻石の一つ一つ自身の痕跡を残した。『史記』秦始皇本紀には、その年の春に「二世東行郡縣」し、「到碣石、并海、南至會稽、而盡刻始皇所立刻石」し、最後に「至遼東而還」し、四月によく咸陽に戻ったとある。「趙正書」には、

（胡亥が）欲起屬車萬乘以撫天下（属車一万台を用いて天下を巡行しようとした）。

とあり、これは巡行準備をさす。また胡亥は律令を整理・修正した。『史記』には、

（秦の二世は）遵用趙高、申法令（趙高に従い、法令をはっきりとしめた²³⁾）。

とある。「申法令」とは具体的には、始皇帝が制定した法令を整理・再確認した意で、始皇帝がかつて先王の法令を整理・再確認したのと同様の行為である。二世元年一〇月詔書には「律令當除定者畢矣（律令の改訂は完了した）」とあり、法令の整理・再確認が確かに行われ、かつかなり早期に完成したとわかる。「趙正書」には胡亥が「燔律令（律令を焼き尽くした）」とあるが、これは律令改訂に関する誤伝かもしれない。

第三に、二世皇帝は改元を行い、大赦を実施し、官吏や人民を優遇する姿勢を見せた。『史記』六国年表と「趙正書」はともに、胡亥が即位後に「大赦罪人（罪人を大赦した）」とし、前掲二世元年詔書木牘にも、

以元年、與黔首更始、盡爲解除故罪、令皆已下矣（元年

をもって、人民と新たな始まりを迎え、過去の罪をすべて赦免し、それらの令はみなすでに公布された。

とある。当該詔書発布前にすでに改元が命じられており、人民の過去の罪が不問に付されており、これによって胡亥は「與民更始（人民と更始）」し、新時代を始めようとしたのである。詔書にはさらに、

母以徭賦擾黔首、母以細物苛勅縣吏（徭賦によって人民を乱すことなく、些細なことで卑吏を苛責してはならない）。

ともあり、これは労役や税によって人民の生産活動や生活を妨げぬようにし、地方官吏にも寛大な態度をとるよう命じたものである。つまり胡亥は恩恵を施すことで統治の正統性を強化しようとしたのであるが、秦滅亡後にこの施策は否定的に評価された。賈誼『過秦論』は二世皇帝について

重以無道、壞宗廟、與民更始、作阿房宮、繁刑嚴誅、吏治刻深、賞罰不當、賦斂無度（無道を重ね、宗廟を破壊し、人民と新たな始まりを迎え、阿房宮を建設し、刑罰を煩雑かつ厳しくし、官吏の統治は厳しく、賞罰が不当で、税の徴収が無制限であった）。

と批判している。宗廟制度改革は破壊とみなされ、「與人民更始」も「無道」な暴挙とみなされた。「趙正書」には、胡亥が巡行に出る準備をし、「且與人民更始」と自ら宣言したのち、子嬰の諫言がつづく。「趙正書」所収のいわゆる李斯

の臨終上書にこうある。

及中人之功力而求更始者、王勉之矣。斯見其央（殃）今至矣（中人の功德・能力をもってして新たな始まりを求め、王はこれに努めてきました。しかし李斯には今や災難が迫っていることが見えます）。

つまり、胡亥が（上級でも下級でもない）普通の人の功績や能力を活用して民とともに新時代を求めようとしたが、力及ばず、かえって災いを招いたというのである。これらほみな「趙正書」の作者が、二世皇帝に新時代をめざした施策があったと考えていたことをしめし、かつ賈誼同様、それを否定的に捉えていたことをしめす。

第四に、趙高を任用し李斯を処刑した。『史記』と「趙正書」はいずれも二世皇帝即位後に、趙高が郎中令に任命されたとする。『史記』の秦始皇本紀と李斯列伝ではさらに、二世皇帝が趙高の甘言に騙されて禁中に引きこもり、趙高が禁中と朝廷を壟断して権力を一手に握り、二世皇帝に李斯を処刑させた様子が描かれている。一方、「趙正書」には単に胡亥が「又欲殺丞相斯」としか書かれておらず、李斯が上書してどのように自己弁護したのか、そして李斯の死後に「立高行丞相・御史之事（趙高を立てて丞相・御史大夫の仕事を任わせた）」ことがみえるが、趙高が李斯の死にどう関わったかはのべられていない。これとは異なり、『史記』では、趙高が秦滅亡と李斯の死に関わる重要人物だとされ、趙高に関

わる伝説や物語が多く収録されている。宮崎市定は、趙高を中心人物とする一連の物語には元ネタがあったと推測しており、これは理にかなっている。しかし宮崎市定は蒙恬列伝の「趙高者、諸趙疏遠屬也（趙高は諸趙の遠戚である）」という記述から、趙高が趙国の王族で、趙の復讐を行ったとしたが、司馬遷ははっきりと秦王が「姓趙氏」であるといい、「諸趙」とは秦の王族をさす。これによれば、趙高が始皇帝の側近や胡亥の師として仕えた理由をよりうまく説明できる。趙高宦官説は蒙恬列伝の「隱官」の語がのちの通行本で「隱宮」に作られたことによる誤解である。「趙正書」所載の趙高は、『史記』のごとく際立つ存在ではないが、これは諫言を聞かぬ胡亥に責任をかぶせ、趙高に関わる要素を省いたためかもしれない。李斯の二つの上書と子嬰の諫言は、胡亥への諫言に関連するからこそ「趙正書」に収録されたのである。そしてそれは、『史記』の李斯列伝や蒙恬列伝と似ているため、同じ原資料に由来するかもしれない。

第五に、二世皇帝と趙高の死について、『史記』秦始皇本紀には、趙高が二世皇帝を謀殺して子嬰を擁立したが、最終的に子嬰に殺されたことが詳述されている。一方、「趙正書」では、この出来事が末備にたいへん簡略にしろされ、趙高が「行丞相・御史之事」したのち、

未能終其年而果殺胡亥（その年が終わらぬうちに胡亥を殺した）。

とあり、『史記』と一致する。だがその後には、將軍張（章）邯入夷其國、殺高（將軍章邯が趙高の國を滅ぼし、趙高を殺した）。

ともあり、この点は『史記』と異なる。

目下知られる出土簡帛に残された二世皇帝即位後の歴史的事件は、『史記』ほど豊富ではないが、大部分が『史記』を裏づけるもので、前漢前期の人びとの二世皇帝に対する歴史的記憶は相当一貫していたとわかる。興味深いのは、後世に悪行とみなされたことを、二世皇帝本人は自己顕示に活用していた点で、たとえば宗廟改革、律令改訂、人民との新たな始まりなどがそれにあたる。この矛盾をどう説明すべきか。思うに、比較的合理的な解釈は、君主の常軌を越えた行為は政治的正当性によって支えられる必要があるということではないか。つまり二世皇帝が後世の人々に歴史的地位を低く評価され、統治資格のない、皇帝権力の行使に値せぬ人物だとみなされた結果、その行動もすべて誤りであったといわれるに至った、ということである。

第三節 漢代における二世皇帝の地位

二世皇帝は史上、凡庸な君主・暴君だと広く認められている。それだけでなく、かれの在位期間はわずか三年間で、また即位から一年未滿で陳勝が乱を起こして張楚を自称し、王

位を名乗った。そのため漢初の人びとは二世皇帝の歴史的地位をほとんど重視せず、かれがかつて皇帝や最高統治者であった歴史さえ認めたくないかのようであった。

『史記』は二世皇帝を単独では本紀に立てず、秦始皇本紀の末尾に付記した。かかる構成には三つの理由が考えうる。

第一に、『史記』の本紀は、十二辰や『春秋』十二公に倣い、一二を定数としており、数に限りがあった。じじつ、二世皇帝だけでなく、前漢恵帝も独立した本紀をもたず、呂太后本紀に付記されている。第二に、二世皇帝の治世は短く、記録すべき事柄が少なかったため、単独の本紀として立てるには不十分だった。第三に、司馬遷は陳勝挙兵後の二世皇帝をものはや天下の支配者とみなさず、本紀に値しないとみなしたのではない。秦楚之際月表の序文には、

五年之間、號令三嬪（五年の間に号令を出す者が三度も変わった）。

とあり、太史公自序には、

八年之間、天下三嬪（八年の間に天下が三度も変わった）。とあり、秦漢の間には楚が介在したとみなされ、つまり二世皇帝政権はその元年にすでに「張楚」の陳勝の手に墮ちたとされている。⁽³⁰⁾このように、二世皇帝の治世は事実上無視されたのである。

二世皇帝の統治を無視するというこの方針は、『史記』に始まったことではなく、前漢前期の人びとの一般的慣例だっ

た。筆者はかつて論文「秦代をどのように位置づけるか——両漢の正統観の形成と確立」でこの問題を検討したが、ここで少し繰り返し述べておく。すなわち『史記』高祖功臣侯者年表には、功績記録時に「前元年」の語が一回、「前二年」の語が二回登場する。『漢書』もこれを踏襲し、顔師古注には「前元年、謂初起之年、即秦胡亥元年（前元年は、劉邦が初めて挙兵した年であり、すなわち秦の胡亥元年である）」とある。顔師古注の推測は合理的で、確認も得られている。いわゆる「前〇〇年」とは劉邦が初めて挙兵した年から〇〇年目を指す。劉邦の挙兵は二世元年九月であるので、「前元年」は二世元年にあたる。「前」とは「漢建国以前」の意で、始皇帝三七年〜漢元年（元年を含まない）の間の二世皇帝の在位期間をさす。『史記』高祖功臣侯者年表の記載は呂后二年時の功績記録に基づいており、⁽³¹⁾「前元年」云々も漢初の朝廷用語だったと考えられる。

この点は出土簡帛からも確認できる。漢初の長沙国相軹侯利蒼の子の墓（馬王堆三号漢墓）から出土した帛書「五星占」や「刑德」甲・乙篇にはみな秦〜漢初の紀年の注記がある。「刑德」甲・乙篇は漢成立前の歴史を秦の紀年でしめすが、二世元年にあたるころはみな「秦二世皇帝元」でなく「張楚」と注し、二世皇帝の在位の紀年が抹消されている。帛書「五星占」では、「秦始皇帝」または「秦始皇」の紀年がずっと四〇年まで続き、そのあとに漢元年が続き、二世皇帝の紀

年は実在しない秦始皇三八年・三九年・四〇年に置き換えられている。⁽³³⁾ また最新の証拠として二〇一八年出土の荊州胡家草場漢簡の編年記事書「歳紀」がある。これはおおよそ前漢文帝期に書写されたもので、二つの簡冊に分かれる。第一簡冊には秦昭王元年～秦始皇時代、第二簡冊は秦二世～漢文帝時代の出来事が記録され、形状や形式は異なる。⁽³⁴⁾ これは、二世皇帝期の記録が始皇帝の記録と一括されるのではなく、前漢に属させられていることをしめす。これは、二世元年に陳勝の乱が勃発し、二世皇帝の治世が漢朝前史の始まりとみなされたからではないか。

だが『史記』の二世皇帝に対する態度は複雑である。秦始皇本紀では胡亥即位後、通例どおり「二世皇帝」や、略して「二世」としてのされ、皇帝の地位が認められており、これは漢初の慣習とは乖離している。「趙正書」冒頭では「昔者秦王趙正（むかし秦王趙正は……）」と記され、さらに「王死而胡亥立（王が死ぬと胡亥が立った）」と記され、「王」と称して「皇帝」とは称さず、さらに直接「趙正」・「胡亥」という名で記し、即位に伴う称号の改変に従っていない。このような呼称には秦の帝王を貶める意味があり、軽蔑や敵意を含まれているが、これは秦楚の際の東方六国遺民のやりかたを踏襲したものと考えられる。

漢が成立すると、始皇帝の地位は早々に認められたが、二世皇帝はそうではなかった。湖北省荊州松柏M一号漢墓から

出土した「葉書」（前漢武帝七年（元光元年、前一三四年）に書かれた）には、戦国秦の昭王から前漢の武帝までの各帝王の在位年数がみえ、こうある。

始皇帝卅七年死（始皇帝は在位三十七年で死去した）。

胡亥（亥）三年死（胡亥は在位三年で死去した）。

この木牘は、基層の官吏が仕事で使用していたものである。⁽³⁵⁾

ここでは始皇帝の紀年は三十七年までで終わり、そのあとの三年間は胡亥の紀年を用いているが、「二世皇帝」とはよばれず、「始皇帝」に対する扱いは明白に異なる。

比較すると、前漢武帝後期に書かれた『史記』では、継承の正統性や人間性の問題ゆえに胡亥の称号が貶められるようなことはなくなっている。これは、漢朝の「秦を継ぐ」という意識が強まっていたことを反映しているのかもしれない（もっとも、その意識はまだ不安定だったが）。相対的に、二世皇帝を否定し、秦と漢の間に「張楚」が介在したとの観念は衰退しつつあった。

おわりに

胡亥の帝位継承過程について『史記』は胡亥詐立説を採用。そのうち、沙丘での密謀に関する対話は明らかに後人の創作であり、出土簡帛に見られる当時流行していた他説とは大きく異なる。『史記』のなかにもこれと矛盾する別の記載があ

る。胡亥詐立説は二世即位当初からすでに出現していた可能性があり、のちに反秦勢力の楚人が利用した。漢朝を建てた劉邦集団は反秦勢力の楚人から派生したもののゆえ、おのずとこの説を引き継いだ。「趙正書」は前漢前期の山東地方に残されていた、もうひとつの歴史記憶を代表するものであり、始皇帝が臨終時に胡亥を正式に後継者指名し、秦の滅亡を二世が諫言を聞き入れなかったせいだとする。これは賈誼『過秦論』の、二世が中庸を得た君主で政策を変更したなら秦朝を救えたはずだとする見解といくぶん似ている。

二世皇帝が即位後にとった施策については、『史記』と「趙正書」の記述はおおむね一致している。二世元年詔書も『史記』の一部を裏付ける。だが二世元年詔書は二世皇帝の施策を正面からたたえるものであって、秦の滅亡後の人びとの評価とは正反対である。

二世皇帝の歴史的位置づけについては、漢初の人びとはきびしく否定的な態度をとり、かれの紀年を抹消しただけでなく、その名を「胡亥」とよび、皇帝としての地位を認めなかった。『史記』の態度は比較的複雑で、一方では二世皇帝のために本紀を設けていないが、その一方でかれを「二世皇帝」と認め、称号を貶めてはいない。これには二つの要因があるかもしれない。第一に、前漢建国からしばらくして「張楚」の影響が徐々に弱まり、「秦の継承」という意識がそれに取って代わったため。司馬遷が始皇帝を重視し、漢が秦の水徳を

受けて土徳を採るべきと考えたことがその証左である。第二に、二世皇帝個人が秦滅亡をまねいたという人びとの印象が薄れ、秦の政治や制度全体を再評価する考えが主流になったため。それゆえ二世皇帝の地位を否定すること自体にあまり意味はなくなつたのである。

二〇世紀半ばまで、私たちの秦史に対する認識はほぼすべて『史記』に基づいていた。『史記』の撰者の司馬談・司馬遷は、時代で言えば漢人で、地域で言えば代々関中在住の秦地の人だった。前漢前期の東方六国故民に比べ、司馬氏父子は秦朝をより重視していた。かれらは諸説を整理して自分らの論述を形成しており、それは時代の影響を受けるとともに、撰者自身の秦に対する複雑な感情や思想も反映されている。『史記』を読解するときにはこの点に留意せねばならないのである。

出土文献は、前漢前期の人びとの秦史の記憶や認識のより多くの原始的な断面を反映しており、これらはそれぞれ異なるもの、「史記」と比べて共通する特徴ももつ。これらの特徴は、『史記』の枠組みを超え、漢代人の秦史観の変遷を考察し、秦史を通じて漢朝自体を理解するうえで、たいへん重要な意義をもつ。『史記』についても、異なる歴史的記憶を理解することで、著者がどのような史料に基づいていかに取舍選択したかがはじめて明らかになり、その著述の意図を理解できる。このように出土文献の意義は、史書の記載を証明

したり否定したりすることではなく、史書や歴史そのものの豊かさを再発見し、感じ取ることにあるのである。

注

- (1) 呂思勉「二世之立」《秦漢史》上海古籍出版社、二〇〇五年、二〇・二二頁。
- (2) 宮崎市定「史記李斯列伝を読む」《東洋史研究》第三五卷第四号、一九七七年、二九〇～六〇頁。
- (3) 北京大学出土文献研究所編『北京大学藏西漢竹書(參)』(上海古籍出版社、二〇一五年)。
- (4) 陳侃理『史記』与『趙正書』——歷史記憶的戰爭』《中国史學》第二六卷、朋友書店、二〇一六年、二五〇～三七頁、同「司馬遷与『過秦』篇」《嶺南學報》復刊第一〇輯、上海古籍出版社、二〇一八年、一四七～一五九頁、同「如何定位秦代——兩漢正統觀的形成与確立」《史學月刊》二〇二三年第二期、五〇～一八頁。
- (5) 『史記』秦始皇本紀(中華書局一九八二年版、二六五頁)。
- (6) 『史記』李斯列伝(二五四九～二五五三頁)。
- (7) 宮崎注2前掲論文(二九〇～六〇頁)参照。
- (8) 雷依群「論扶蘇不得立為太子」《咸陽師範學院學報》二〇一四年第五期、一～三頁。
- (9) 隗状は、現行本では「隗林」に訛作する。『素隱』引顔之推等の説と伝世秦始皇二六年詔書刻辞によって改める。
- (10) 秦統一後に「関内侯」を「倫侯」に改めた。里耶秦簡(845。図版号四六二)書同文字木方(湖南省文物考古研究所編『里耶秦簡(壹)』文物出版社、二〇二二年、一四頁)。
- (11) 趙高には弟趙成がおり、『史記』秦始皇本紀には趙高が二世皇帝を殺すまえに「與其婿咸陽令閻樂・其弟趙成謀(二七五頁)」をしたとある。もし題名中の趙成とこれが同一人物なら、趙高は秦王

族の庶子で、おそらく生母が隱官の出ゆえ、下妻となり、爵を継承できなかったのではないか。

- (12) 陳侃理注4前掲論文(二〇一六年、二七〇～二八頁)。
- (13) この説の代表的なものとして、孫家洲「兔子山遺址出土《秦二世元年文書》与《史記》紀事抵牾釈解」《湖南大學學報(社会科学版)》二〇一五年第三期、一七〇～二〇頁、辛德勇「生死秦始皇」(中華書局、二〇一九年、六二・六五・七二・七四頁)、孫家洲「秦二世繼位「迷案」新考」《史學集刊》二〇二二年第一期、七八～八七頁)。
- (14) 陳侃理注4前掲論文(二〇一六年、三五〇～三七頁)。
- (15) 『史記』陳涉世家(一九五〇頁)。
- (16) 陳侃理注4前掲論文(二〇一六年、二五〇～三七頁)。
- (17) 『史記』秦始皇本紀(二六四・二六八頁)。
- (18) 『史記』秦始皇本紀は蒙毅殺害事件を省略するが、詳細は蒙恬列伝に見える(二五六九～二五七一頁)。
- (19) この出来事は『史記』秦始皇本紀に見える(二六六頁)。二世皇帝の宗廟改革については李開元「秦始皇第一次巡遊到西原告廟祭祖説——兼及秦統一後的廟制改革」(梁安如・徐衛民主編『秦漢研究』第一〇輯、陝西人民出版社、二〇一六年、一〇〇～一七頁)、田天「在県道与郡国——論秦及西漢宗廟制度的演進」《史學月刊》二〇二二年第一期、三二頁)を参照。
- (20) 『史記』秦始皇本紀(二六七頁)。
- (21) 現存する少なからぬ秦代度量衡器には、秦始皇二六年詔書のほかに、二世皇帝詔書が付記刻されている。たとえば上海博物館所蔵の両詔銅積量等には各々「兩詔」器がある。国家計量総局・中国歴史博物館・故宮博物院主編『中国古代度量衡圖集』(文物出版社、一九八四年、六五・六六・六七・一三六・一三七頁)。
- (22) 写真・録文は湖南省文物考古研究所・益陽市文物処「湖南益陽

免子山遺址九号井発掘簡報》(『文物』二〇一六年第五期、三二、四八頁)参照。のちに研究者がまた校訂を加えている。陳偉(『秦二世元年十月甲午詔書』校釈)(『秦簡牘校讀及所見制度考察』武漢大學出版社、二〇一七年、三五六―三六二頁、何有祖「湖南益陽免子山九号井秦二世元年牘釈読」(『新出秦漢簡帛叢考』科學出版社、二〇二二年、七五―八二頁。いま諸説を参考に大まかに訳しておく。

(23) 以上の三つの出来事は『史記』秦始皇本紀に見える(二六七、二六九、二六八頁)。

(24) 岳麓秦簡には律令を新たに編集・配列しなおした痕跡がある。またいくつかの条文は重複し、内容・用語には規則的な変化がある。これはおもに始皇帝期に改定・整理された結果であろう。

(25) 『史記』六国年表二世元年条「十月戊寅、大赦罪人」(七五八頁)。

(26) 「壞宗廟、與民更始、作阿房宮」。通行点校本『史記』は標点を「壞宗廟與民、更始作阿房宮」(中華書局、一九八二年、二八四頁、二〇一四年、三五七頁)に作るが、不正確。この点は陳侃理注⁴前掲論文(二〇一八年、一五〇頁)で検討したことがある。

(27) 「及中人之功業」はもともと上に続けて読み、「燔其律令及中人之力」に作るが、読みにくい。思うにこれは下に続けて読むべきで、「及」は「以」(用いる・よる)意。『史記』張丞相列伝では趙堯が劉邦に「陛下獨宜爲趙王置貴彊相、及呂后・太子、羣臣素所敬憚乃可」とのべている(二六七八頁)。また『漢書』趙堯伝もほぼ同じで、「敬憚」の下に「者」字がある(二〇九六頁)。これは「及」を「以」と読む例である。

(28) 宮崎注²前掲論文(二九―六〇頁)。

(29) これは陳直がはじめて指摘したこと、最近さらに傍証されている。李開元「説趙高不是宦闈——『補史記・趙高列伝』」(『史學月刊』二〇〇七年第八期、二二―二九頁)。

(30) 田余慶「説張楚——関于「亡秦必楚」問題的探討」(『歷史研究』一九八九年第二期。のち『秦漢魏晉史探微』中華書局、二〇一一年に再録)。

(31) 『漢書』高惠高后文功臣表(五五一頁)。

(32) 『史記』高祖功臣侯者年表では功績記録がそのまま記録されており、たとえば「呂宣王」(呂後の父)や「悼武王」(呂後の兄である周呂侯呂澤)など、のちに廃止された称号もそのまま記され、原文にたいへん忠実だとわかる。朱東潤「説『高祖功臣侯者年表』後」(『史記考索(外二種)』華東師範大學出版社、一九九六年、五六―六三頁)。

(33) 裘錫圭主編『長沙馬王堆漢墓簡帛集成』第一冊(中華書局、二〇一四年、一七七―一八三頁(図版)、同書第四冊(二三八―二四二頁(釈文))。

(34) 李志芳・蔣魯敬「湖北荊州市胡家草場西漢墓M二出土簡牘概述」(『考古』二〇二〇年第二期、一二三頁)。だが文中にはまだ、二世皇帝が簡文でいかによはれていたのかは論じられていない。

(35) 本牘の写真は正式にはまだ発表されていない。この録文は荊州博物館展品の陳列と説明による。游逸飛「戦国至漢初的郡制変革」(『台湾大學歷史學系博士學位論文』二〇一四年六月、一九四頁)。

(36) 陳侃理「時間秩序」(陳侃理主編『重寫秦漢史』出土文獻的視野——上海古籍出版社、二〇二三年、四七一―四七三頁)。

(37) 叔孫通はかつて劉邦に対し、秦始皇帝が扶蘇を早めに太子として定めなかったため、趙高が胡亥を詐立する機会を得、これが秦朝滅亡の原因となったとし、それをもって長子を廃して幼子を立てることのないよう諫めた。このことは『史記』叔孫通伝(二七二―二七五頁)に見える。

(38) 祝総斌「有関『史記』崇儒的幾個問題」(『材不材齋史學叢稿』二〇〇九年、三五頁)は司馬遷について「一般的な儒家が秦を一

方的に非難するのとは異なり」、「秦の暴政を記録し批判する必要がある、それが三統の一つとしては不十分であることを証明する一方で、秦の「成功の大きさ」も認め、漢代が容易に受け入れ実行した一部の統一政策や制度については継承すべきと考えている」とする。

陳侃理（北京大学中国古代史研究中心教授）

柿沼陽平（本学教授）

『史滴』論文投稿規定（雑誌掲載）

- 一. 投稿資格は早稲田大学東洋史懇話会会員に限ります。
- 二. 原稿枚数は、本論・注・地図などあわせて四〇〇字詰め原稿用紙八〇枚以内とし、和文要旨（一二〇〇字以内）、英文タイトル、英文氏名、執筆者紹介資料を添え、ご提出下さい。
- 三. 本誌は一頁二段組で、一頁あたり五四字×二三行、一二四二字（四〇〇字詰め原稿用紙三枚）として換算いたします。また、図版は一段あたり原稿用紙一、五枚として換算しております。
- 四. 原稿のご提出にあたりましては、打ち出し原稿とデータを添え、本会宛にご郵送下さい。
- 五. 提出原稿の執筆に際しては、必ず執筆要領の規定に従って下さい。同要領は請求次第、送呈いたします。
- 六. 締切期日は七月末日とします。査読委員による審査をへて掲載を決定いたします。

〈複写される方へ〉

本誌に掲載された著作物を複写したい方は、(社)日本複写権センターと包括複写許諾契約を締結している団体の会員を除き、本会から複写権等の行使の委託を受けている下記の協会から許諾を受けて下さい。著作物の転記・翻訳のような複写以外の許諾は、直接、本早稲田大学東洋史懇話会へご連絡下さい。

〒107-0052 東京都港区赤坂9-6-41 乃木坂ビル 学術著作権協会

TEL: 03-3475-5618 FAX: 03-3475-5619 E-mail: kammori@msh.biglobe.ne.jp

アメリカ合衆国における複写については、下記に連絡して下さい。

Copyright Clearance Center, Inc.

222 Rosewood Drive, Danvers, MA 01923 USA

Phone: (978)750-8400 FAX: (978)750-4744 www.copyright.com

〈Notice about photocopying〉

In order to photocopy any work from this publication, you or your organization must obtain permission from the following organization which has been delegated for copyright for clearance by the copyright owner of this publication.

Except in the USA

Japan Academic Association for copyright Clearance (JAACC)

41-6 Akasaka 9-chome, Minato-ku, Tokyo 107-0052 Japan

TEL: 81-3-3475-5618 FAX: 81-3-3475-5619 E-mail:kammori@msh.biglobe.ne.jp

In the USA

Copyright Clearance Center, Inc.

222 Rosewood Drive, Danvers, MA 01923 USA

Phone: (978)750-8400 FAX: (978)750-4744 www.copyright.com

史
滴

第
四
十
六
号

2024年12月20日印刷 2024年12月30日発行
編集兼発行 早稲田大学東洋史懇話会
印刷所 富士リプロ株式会社
〒101-0048 千代田区神田司町2-14
発行所 早稲田大学文学部アジア史コース室
〒162-8644 新宿区戸山1-24-1
URL <https://dpt-bun-tousi.w.waseda.jp/konwa/>
E-mail: wkonwakai@gmail.com

SHITEKI

NO.46

December 2024

CONTENTS

FOREWORD:

UEDA Kiheinarichika:2024 in the Asian history course 1

ARTICLES:

CHEN Kanli (KAKINUMA Yohei) :

The Second Emperor of Qin in the Records of the Grand
Historian and Excavated Documents 2

TOYOTA Hisashi

On the word Wen (文) in King Wen (文王) in the Chou
dynasty and the origin of the phrase “經緯天地曰文” :
What does the word Wen (文) mean? 18

LEE Sungsi

The Spiritual History of Historian Kibaik Lee 42

BENNOU Saiichi

The Development of Rulal Economy in Rongxiang Town,
Wuxi County, Jiangsu Province, During Republic of China
Period : As a Case Study of
Xiaodingxiang, Zhengxiang, and Yangmuqiao 86

TRANSLATIONS:

MAXIM Korolkov (KAKINUMA Yohei, NISSAKA Yuta)

Empire-Building and Market-Making at the Qin Frontier:
Imperial Expansion and Economic Change, 221-207 BCE ... 87

WANG Mingke (HASEGAWA Hirokazu)

Building of Ethnic Groups is Easy, of Citizens is Difficult:
How to Observe and Understand Frontier Areas104

PAN Cimei, ZENNG Xianwei (BENNOU Saiichi)

A Strong Woman in Changing Village156

ANNOTATED TRANSLATIONS:

Yangzi River Valley Culture Research Institute

An Annotated Translation of the Biography of Xiqiang (西羌)
in “Houhanshu (後漢書)” (6)157

The Seminar on the Sung (宋) History

An Annotated Translation on Huangshi Richao (黃氏日抄) vol.
71 (part 4)184

INTRODUCTION OF MATERIALS:

KONITA Akira

Was Huang Xing (黃興) a student of Waseda University?:
In the Fragment of Historical Record235

FIELDWORK:

KAKINUMA Yohei, WANG Bo, SAMEJIMA Hiroki, MORITA Daichi

A Survey Report on the Relics concerning the Southern
Expedition by Zhuge Liang in Yunnan in 2024242

SAITO Ken, TAKUMA Yoshiyuki, NIITSU Kenichiro, MINEYUKI Saito

A Research Report on Historical Relics and Museums in
Xi'an City, Shaanxi Province and Qinghai Province284

OBITURARY:329

MISCELLANEA:332